

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害者(児)福祉サービス事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高岡市は、障害児・者福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高岡市長

公表日
令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者(児)福祉サービス事務
②事務の概要	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下総合支援法という。)及び児童福祉法に基づき、要件を満たした障害児者に対してサービスの支給等を行っている。 特定個人情報ファイルは事務に使用している。①総合支援法第6条の自立支援給付に関する事務②総合支援法第77条又は78条の地域生活支援事業の実施に関する事務③児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付及び特例障害児通所給付に関する事務④児童福祉法第24条の25の障害児相談支援給付及び特例障害児相談支援給付に関する事務⑤身体障害者福祉法第18条1項、2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑥知的障害者福祉法第15条の4、第16条2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑦番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定する情報提供。
③システムの名称	CIVION-7th MCWEL自立支援給付システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付・地域生活支援事業に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の第8、12、34、84項
--------	--------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (同命令第2条の表における情報提供の根拠) ・11、15、20、42、80、81、125、144、155の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

9. 別則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・業務プロセスの徹底と安定的運用を行う	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②	社会福祉課長 朴木 剛	社会福祉課長 西本 幸夫	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 8.	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II 1.	1,000人以上1万人未満 平成27年4月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II 2.	500人以上 平成27年4月1日 時点	500人未満 平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年4月1日	I 8.	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	II 1.	1,000人以上1万人未満 平成29年4月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 2.	500人未満 平成29年4月1日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年5月21日	I 5. ②	社会福祉課長 西本 幸夫	社会福祉課長	事後	基礎項目評価書の記載内容変更による
令和1年5月31日	I 4. ②	番号法第19条第7項及び別表第二	番号法第19条第7項及び別表第二	事後	見直しによる
令和1年5月31日	II 1.	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	II 2.	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	IV		(新規)	事後	項目の追加による
令和2年6月1日	I 1. ③	障害者自立支援システム、総合福祉システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、	CIVION-7th MCWEL自立支援給付システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	事前	見直しによる
令和2年6月1日	II 1.	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II 2.	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	I 1. ②	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	根拠法の号ズレを反映
令和3年11月1日	I 4. ②	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	根拠法の号ズレを反映
令和3年11月1日	I 8.	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年11月1日	II 1.	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	II 2.	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 1	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下総合支援法という。)及び児童福祉法に基づき、要件を満たした障害児者に対してサービスの支給等を行っている。 特定個人情報ファイルは事務に使用している。 ①総合支援法第6条の自立支援給付に関する事務②総合支援法第77条又は78条の地域生活支援事業の実施に関する事務③児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付及び特例障害児通所給付に関する事務④児童福祉法第24条の25の障害児相談支援給付及び特例障害児相談支援給付に関する事務⑤身体障害者福祉法第18条1項、2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑥知的障害者福祉法第15条の4、第16条2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑦番号法第19条第8号別表第二に規定する情報提供。	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下総合支援法という。)及び児童福祉法に基づき、要件を満たした障害児者に対してサービスの支給等を行っている。 特定個人情報ファイルは事務に使用している。 ①総合支援法第6条の自立支援給付に関する事務②総合支援法第77条又は78条の地域生活支援事業の実施に関する事務③児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付及び特例障害児通所給付に関する事務④児童福祉法第24条の25の障害児相談支援給付及び特例障害児相談支援給付に関する事務⑤身体障害者福祉法第18条1項、2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑥知的障害者福祉法第15条の4、第16条2項の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑦番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定する情報提供。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 3	番号法第9条1項 別表第1の8、12、34、84	番号法第9条1項 別表の第8、12、34、84項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 4. ②	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・8、11、16、26、56の2、57、87、108、116の項(別表第二における情報照会の根拠) ・10、11、12、16、20、53、108、109、110の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (同命令第2条の表における情報提供の根拠) ・11、15、20、42、80、81、125、144、155の項(同命令第2条の表における情報照会の根拠) ・11、15、16、20、37、75、144、145、146の項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 8.	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	II 1.	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II 2.	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年2月21日	IV 8.		令和7年2月21日 時点	事後	「書かないワンストップ窓口」導入に伴うもの